

地方税法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、同条第２項の規定に基づき、下記の氏名欄の者の送達すべき下記書類は、石川町税務課に保管してあるので受領してください。

令和8年10月13日

石川町長 首藤 剛太郎



記

1. 書 類 町県民税（普通徴収）督促状

2. 納税義務者

[illegible]